

市の災害見舞金制度、ご利用を

火災・風水害・交通事故で被災された方へ

災害発生の日から1年内に申請が必要です。

◎弔慰見舞金の支給

市では、市民の方の災害による死亡または傷害について災害見舞金制度を設け、被災者または遺族に対し災害見舞金を支給します。みんなの生活安定と福祉の増進を図っています。

ここでの災害とは、交通事故、火災・風水害により生じた事故で、日本国内で発生したものをおい、被害者が死亡し、または傷害を受け、治療のため入院したとき、被害者または遺族の方の申請により支給されます。

ただし、被害者に故意または重大な過失がある場合は支給が受けられないことがあります。

対象者は、災害発生時に、市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方で、

①火災・風水害により死亡した市民の遺族	生計主以外の方が死亡した市民の遺族
②交通事故により死亡した市民の遺族	生計主が死亡した市民の遺族
20歳以上の方	20歳以上の方
6歳未満の方	6歳以上20歳未満の方
9万円	27万円

06・6942・9677	(火)～
(火)～	阪神・淡路大震災で被災された方への、被災者自立支援金は、申請期限日(平成12年4月28日)時点に支給要件を満たしている方であれば、一定の要件の下に、現在も申請を受け付けています。

●阪神・淡路大震災で被災された方へ

阪神・淡路大震災で被災された方への、被災者自立支援金は、申請期限日(平成12年4月28日)

時点に支給要件を満たしている

方であれば、一定の要件の下に、

現在も申請を受け付けています。

所に応じて、兵庫県総括部生活復興課(☎078-362-4022)

または大阪府総務部防災室(☎

06・6942・9677)へ。

▽問い合わせ 福祉総務課(内441)。

●傷害見舞金の支給

入院5日まで 50000円
(ただし、50日・7万5000円を限度とします)

入院6日以上 1日15000円

20歳以上の方 27万円

6歳未満の方 18万円

150万円

生計主以外の方が死亡した市民の遺族

生計主が死亡した市民の遺族

20歳以上の方 27万円

6歳未満の方 18万円

150万円